県　章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日
（当日が県の休日に当たるときは休刊とする。）

目　　次

条　例
○沖縄県職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例（人事課）　…… 1
○沖縄県立看護大学条例及び沖縄県立看護大学授業料等の徴収に関する条例の一部を改正する条例（医務・国保課）…… 18

公布された条例のあらまし

○　沖縄県職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例（条例第２号）

１　地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、次の10条例の規定の整備を行うこととした。

⑴　沖縄県職員の育児休業等に関する条例＜第１条＞
⑵　沖縄県職員の退職手当に関する条例＜第２条＞
⑶　沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例＜第３条＞
⑷　沖縄県職員の給与に関する条例＜第４条＞
⑸　現業職員の給与の種類及び基準に関する条例＜第５条＞
⑹　沖縄県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例＜第６条＞
⑺　沖縄県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例＜第７条＞
⑻　沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例＜第８条＞
⑼　沖縄県病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例＜第９条＞
⑽　沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例＜第10条＞

２　この条例は、公布の日から施行することとし、必要な経過措置を設けることとした。（附則第１項から第３項まで）

３　沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の改正に伴い、関係条例の規定を整理することとした。（附則第４項から第６項まで）

○　沖縄県立看護大学条例及び沖縄県立看護大学授業料等の徴収に関する条例の一部を改正する条例（条例第３号）

１　沖縄県立看護大学条例の一部を次のように改正することとした。（第１条）
　沖縄県立看護大学に別科助産専攻を設置する。（第４条関係）

２　沖縄県立看護大学授業料等の徴収に関する条例の一部を次のように改正することとした。（第２条）
　別科助産専攻の学生に係る授業料を年額535,800円と、入学考査料を17,000円と、入学料を282,000円（県内居住者以外の者にあっては、512,000円）とする。（別表関係）

３　この条例は、平成20年４月１日から施行することとし、この条例の施行後最初に別科助産専攻学生として入学しようとする者の入学考査料及び入学料の徴収については、この条例の施行前においても行うことができることとした。（附則第１項及び第２項）

条　　例

沖縄県職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年２月27日

沖縄県知事　　仲　井　眞　　弘　多

沖縄県条例第２号

沖縄県職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例

（沖縄県職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第１条　沖縄県職員の育児休業等に関する条例（平成４年沖縄県条例第６号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第１章　総則（第１条）

第２章　育児休業（第２条－第９条）

第３章　育児短時間勤務（第10条－第25条）

第４章　部分休業（第26条－第29条）

附則

第１章　総則

第１条中「育児休業法」を「法」に改め、「第２条第１項、第３条第２項、第５条第２項、第６条の２、第７条並びに第９条第１項及び第２項」を削り、「並びに同法」を「及び法」に改め、同条の次に次の章名を付する。

第２章　育児休業

第２条各号列記以外の部分並びに同条第３号及び第５号中「育児休業法」を「法」に改め、同条第６号中「育児休業」を「職員が育児休業」に、「職員以外」を「当該職員以外」に改める。

第３条各号列記以外の部分中「育児休業法」を「法」に改め、同条第１号中「又は出産したことにより、」を「若しくは出産したことにより」に改め、「該当したことにより」の次に「当該育児休業の承認が」を加え、「又は出産に係る子」を「若しくは出産に係る子」に改め、同条第３号を次のように改める。

⑶　育児休業をしている職員が当該職員の負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により当該育児休業に係る子を養育することができない状態が相当期間にわたり

継続することが見込まれることにより当該育児休業の承認が取り消された後、当該職員が当該子を養育することができる状態に回復したこと。

第３条中第４号を第５号とし、第３号の次に次の１号を加える。

⑷　育児休業（この号の規定に該当したことにより当該育児休業に係る子について既にしたものを除く。）の終了後、当該育児休業をした職員の配偶者（当該子の親であるものに限る。）が３月以上の期間にわたり当該子を育児休業その他の人事委員会規則で定める方法により養育したこと（当該職員が、当該育児休業の請求の際両親が当該方法により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限る。）。

第５条各号列記以外の部分中「育児休業法」を「法」に改め、同条第１号中「育児休業に係る子を職員以外」を「職員が育児休業により養育している子を当該職員以外」に改める。

第９条の前の見出しを削る。

第11条に見出しとして「（部分休業の承認の取消事由）」を付し、同条中「第５条」を「第14条」に改め、同条を第29条とする。

第10条に見出しとして「（部分休業をしている職員の給与の取扱い）」を付し、同条を第28条とする。

第９条に見出しとして「（部分休業の承認）」を付し、同条中「、１日を通じて２時間（沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例（昭和47年沖縄県条例第43号）第16条第８号の規定による特別休暇を承認されている職員については、２時間から当該特別休暇の時間を減じた時間）を超えない範囲内で、職員の託児の態様、通勤の状況等から必要とされる時間について」を削り、同条に次の１項を加える。

２　勤務時間条例第16条第８号の規定による特別休暇を承認されている職員に対する部分休業の承認については、１日につき２時間から当該特別休暇の時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

第９条を第27条とする。

第８条各号列記以外の部分中「育児休業法第９条第１項」を「法第19条第１項」に改め、同条第３号中「部分休業をしようとする時間において、部分休業により養育しようとする子を職員以外」を「職員が部分休業により養育しようとする時間において、養育

しようとする子を当該職員以外」に改め、同号を同条第４号とし、同条第２号中「育児休業法」を「法」に改め、同号を同条第３号とし、同条第１号の次に次の１号を加える。

⑵　育児短時間勤務又は法第17条の規定による短時間勤務をしている職員

第８条を第26条とする。

第６条の前の見出しを削る。

第７条に見出しとして「（育児休業をした職員の退職手当の取扱い）」を付し、同条第１項中「沖縄県条例第40号」の次に「。以下「退職手当条例」という。」を加え、「同条例」を「退職手当条例」に改め、同条第２項中「沖縄県職員の退職手当に関する条例」を「退職手当条例」に改め、同条を第９条とし、同条の次に次の１章及び章名を加える。

第３章　育児短時間勤務

（育児短時間勤務をすることができない職員）

第10条　法第10条第１項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

⑴　非常勤職員

⑵　臨時的に任用される職員

⑶　法第６条第１項の規定により任期を定めて採用された職員

⑷　沖縄県職員の定年等に関する条例第４条第１項又は第２項の規定により引き続いて勤務している職員

⑸　育児短時間勤務（法第10条第１項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。）をすることにより養育しようとする子について、配偶者が法その他の法律により育児休業をしている職員

⑹　前号に掲げる職員のほか、職員が育児短時間勤務をすることにより養育しようとする時間において、育児短時間勤務をすることにより養育しようとする子を当該職員以外の当該子の親が養育することができる場合における当該職員

（育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して１年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情）

第11条　法第10条第１項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

⑴　育児短時間勤務をしている職員が産前の休業を始め、若しくは出産したことにより当該育児短時間勤務の承認が効力を失い、又は第14条第２号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、当該産前の休業若しくは出産に係る子若しくは同号に規定する承認に係る子が死亡し、又は養子縁組等により職員と別居することとなったこと。

⑵　育児短時間勤務をしている職員が休職又は停職の処分を受けたことにより当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該休職又は停職の期間が終了したこと。

⑶　育児短時間勤務をしている職員が当該職員の負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により当該育児短時間勤務に係る子を養育することができない状態が相当期間にわたり継続することが見込まれることにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、当該職員が当該子を養育することができる状態に回復したこと。

⑷　育児短時間勤務の承認が、第14条第３号に掲げる事由に該当したことにより取り消されたこと。

⑸　育児短時間勤務（この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。）の終了後、当該育児短時間勤務をした職員の配偶者（当該子の親であるものに限る。）が３月以上の期間にわたり当該子を育児休業その他の人事委員会規則で定める方法により養育したこと（当該職員が、当該育児短時間勤務の請求の際両親が当該方法により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限る。）。

⑹　配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の育児短時間勤務の終了時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該育児短時間勤務に係る子について育児短時間勤務をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。

（法第10条第１項第５号の条例で定める勤務の形態）

第12条　法第10条第１項第５号の条例で定める勤務の形態は、沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例（昭和47年沖縄県条例第43号。以下「勤務時間条例」という。）第３条第３項の規定の適用を受ける職員の次に掲げる勤務の形態（法第10条第１項第１号から第４号までに掲げる勤務の形態を除き、勤務日が引き続き人事委員会規則で定める日数を超えず、かつ、１回の勤務が人事委員会規則で定める時間を超

えないものに限る。）とする。

⑴　４週間ごとの期間につき８日以上を週休日（勤務時間条例第３条第１項に規定する週休日をいう。次号において同じ。）とし、当該期間につき１週間当たりの勤務時間が20時間、24時間又は25時間となるように勤務すること。

⑵　４週間を超えない期間につき１週間当たり１日以上の割合の日を週休日とし、当該期間につき１週間当たりの勤務時間が20時間、24時間又は25時間となるように勤務すること。

（育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求期限）

第13条　育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求は、育児短時間勤務を始めようとする日又はその期間の末日の翌日の１月前までに行うものとする。

（育児短時間勤務の承認の取消事由）

第14条　法第12条において準用する法第５条第２項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。

⑴　職員が育児短時間勤務により養育している子を、当該育児短時間勤務をすることにより養育している時間に、当該職員以外の当該子の親が養育することができることとなったとき。

⑵　育児短時間勤務をしている職員について当該育児短時間勤務に係る子以外の子に係る育児短時間勤務を承認しようとするとき。

⑶　育児短時間勤務をしている職員について当該育児短時間勤務の内容と異なる内容の育児短時間勤務を承認しようとするとき。

（育児短時間勤務をしている職員についての給与条例の特例）

第15条　育児短時間勤務をしている職員についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第７条第１項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、勤務時間条例第２条第２項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第１項に規定する勤務時間で除して得た数（以下

		「算出率」という。）を乗じて得た額とする
第７条第２項及び第４項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする
第７条第11項	とする	に、算出率を乗じて得た額とする
第16条第２項第２号	再任用短時間勤務職員	地方公務員の育児休業等に関する法律（平成３年法律第110号）第10条第１項に規定する育児短時間勤務をしている職員（以下「育児短時間勤務職員」という。）
第22条第２項	とする	とする。ただし、育児短時間勤務職員が、第１号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えてしたもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が８時間に達するまでの間の勤務にあつては、同条に規定する勤務１時間当たりの給与額に100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前５時までの間である場合は、100分の125）を乗じて得た額とする
第27条第４項	給料	給料の月額を算出率で除して得た額
第27条第５項	給料の月額	給料の月額を算出率で除して得た額
	給料月額	給料月額を算出率で除して得た額
第27条第６項	人事委員会	育児短時間勤務職員の勤務時間を考慮して人事委員

	規則	会規則
第28条第３項	給料の月額	給料の月額を算出率で除して得た額

（育児短時間勤務をしている職員についての沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例の特例）

第16条　育児短時間勤務をしている職員に対する沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例（平成18年沖縄県条例第65号）第53条第２項各号に掲げる手当の支給については、同条例第54条の規定を準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第54条の見出し	（再任用短時間勤務職員の手当額の特例）	（育児短時間勤務職員の手当額の特例）
第54条第１項	地方公務員法第28条の４第１項若しくは第28条の５第１項又は同法第28条の６第１項若しくは第２項の規定により採用された職員で同法第28条の５第１項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「再任用短時間勤務職員」という。）	地方公務員の育児休業等に関する法律（平成３年法律第110号）第10条第１項に規定する育児短時間勤務をしている職員（以下「育児短時間勤務職員」という。）
	第２条第３項	第２条第２項
第54条第２項	再任用短時間勤務職員	育児短時間勤務職員
	第２条第３項	第２条第２項

第54条第３項及び第４項	再任用短時間勤務職員	育児短時間勤務職員

（育児短時間勤務をしている職員についての沖縄県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の特例）

第17条　育児短時間勤務をしている職員についての沖縄県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成14年沖縄県条例第51号）の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第５条第３項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例（昭和47年沖縄県条例第43号）第２条第２項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第１項に規定する勤務時間で除して得た数（次項において「算出率」という。）を乗じて得た額とする
第５条第４項	相当する額と	相当する額にそれぞれ算出率を乗じて得た額と

（育児短時間勤務をしている職員についての沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の特例）

第18条　育児短時間勤務をしている職員についての沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年沖縄県条例第52号）の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第７条第２項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の

		受ける号給に応じた額に、勤務時間条例第２条第２項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第１項に規定する勤務時間で除して得た数（次項において「算出率」という。）を乗じて得た額とする
第７条第３項	相当する額と	相当する額にそれぞれ算出率を乗じて得た額と

（育児短時間勤務をした職員の退職手当の取扱い）

第19条　退職手当条例第７条の４第１項及び第８条第４項の規定の適用については、育児短時間勤務をした期間は、退職手当条例第７条の４第１項に規定する現実に職務に従事することを要しない期間に該当するものとみなす。

２　育児短時間勤務をした期間についての退職手当条例第８条第４項の規定の適用については、同項中「その月数の２分の１に相当する月数」とあるのは、「その月数の３分の１に相当する月数」とする。

３　育児短時間勤務の期間中の退職手当条例の規定による退職手当の計算の基礎となる給料月額は、育児短時間勤務をしなかったと仮定した場合の勤務時間により勤務したときに受けるべき給料月額とする。

（法第17条の条例で定めるやむを得ない事情）

第20条　法第17条の条例で定めるやむを得ない事情は、次に掲げる事情とする。

⑴　過員を生ずること。

⑵　当該育児短時間勤務に伴い任用されている短時間勤務職員（法第18条第１項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員をいう。以下「任期付短時間勤務職員」という。）を任期付短時間勤務職員として引き続き任用しておくことができないこと。

（育児短時間勤務の例による短時間勤務に係る職員への通知）

第21条　任命権者は、法第17条の規定による短時間勤務をさせる場合又は当該短時間勤務が終了した場合には、職員に対し、書面によりその旨を通知しなければならない。

（法第17条の規定による短時間勤務をさせる場合の給与の特例）

第22条　第15条から第19条までの規定は、法第17条の規定による短時間勤務をさせる場合について準用する。

（任期付短時間勤務職員の任用に係る任期の更新）

第23条　第６条の規定は、任期付短時間勤務職員の任期の更新について準用する。

（任期付短時間勤務職員についての給与条例の特例）

第24条　任期付短時間勤務職員についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第７条第１項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、勤務時間条例第２条第４項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第１項に規定する勤務時間で除して得た数（次項及び第４項において「算出率」という。）を乗じて得た額とする
第７条第２項及び第４項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする
第16条第２項第２号	再任用短時間勤務職員	地方公務員の育児休業等に関する法律（平成３年法律第110号）第18条第１項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）
第22条第２項	とする	とする。ただし、任期付短時間勤務職員が、第１号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えてしたもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が８時間に達するまでの間

		の勤務にあつては、同条に規定する勤務１時間当たりの給与額に100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前５時までの間である場合は、100分の125）を乗じて得た額とする
第28条の２第１項第１号、第29条第１項第１号及び第30条第１項第１号	再任用短時間勤務職員	任期付短時間勤務職員
第34条の２第２項	再任用職員	任期付短時間勤務職員
第37条	再任用短時間勤務職員	任期付短時間勤務職員

（任期付短時間勤務職員についての沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例の特例）

第25条　任期付短時間勤務職員に対する沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例第53条第２項各号に掲げる手当の支給については、同条例第54条の規定を準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第54条の見出し	（再任用短時間勤務職員の手当額の特例）	（任期付短時間勤務職員の手当額の特例）
第54条第１項	地方公務員法第28条の４第１項若しくは第28条の５第１項又は同法第28	地方公務員の育児休業等に関する法律（平成３年法律

	条の６第１項若しくは第２項の規定により採用された職員で同法第28条の５第１項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「再任用短時間勤務職員」という。）	第110号）第18条第１項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）
	第２条第３項	第２条第４項
第54条第２項	再任用短時間勤務職員	任期付短時間勤務職員
	第２条第３項	第２条第４項
第54条第３項及び第４項	再任用短時間勤務職員	任期付短時間勤務職員

第４章　部分休業

第６条を削る。

第５条の３の見出しを「（育児休業をしている職員の期末手当及び勤勉手当の支給）」に改め、同条を第７条とし、同条の次に次の１条を加える。

（育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整）

第８条　育児休業をした職員が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日として人事委員会規則で定める日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

第５条の２の見出しを「（育児休業に伴う任期付採用に係る任期の更新）」に改め、同条中「育児休業法」を「法」に改め、同条を第６条とする。

（沖縄県職員の退職手当に関する条例の一部改正）

第２条　沖縄県職員の退職手当に関する条例（昭和47年沖縄県条例第40号）の一部を次の

ように改正する。

第２条中「第２項」の次に「、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成３年法律第110号）第18条第１項」を加える。

（沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部改正）

第３条　沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例（昭和47年沖縄県条例第43号）の一部を次のように改正する。

第２条第４項中「前３項」を「前各項」に改め、同項を同条第５項とし、同条第３項中「沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例」を「育児休業法第18条第１項又は沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例」に改め、同項を同条第４項とし、同条第２項中「第28条の５第１項又は第28条の６第２項の規定により採用された職員」を「第28条の４第１項若しくは第28条の５第１項又は同法第28条の６第１項若しくは第２項の規定により採用された職員で同法第28条の５第１項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」に、「前項」を「第１項」に改め、同項を同条第３項とし、同条第１項の次に次の１項を加える。

２　地方公務員の育児休業等に関する法律（平成３年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第10条第３項の規定により同条第１項に規定する育児短時間勤務（以下「育児短時間勤務」という。）の承認を受けた職員（育児休業法第17条の規定による短時間勤務をすることとなつた職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）の１週間当たりの勤務時間は、前項の規定にかかわらず、当該承認を受けた育児短時間勤務の内容（育児休業法第17条の規定による短時間勤務をすることとなつた職員にあつては、同条の規定によりすることとなつた短時間勤務の内容。以下「育児短時間勤務等の内容」という。）に従い、任命権者が定める。

第３条第１項中「任命権者は」の次に「、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの５日間において週休日を設けるものとし」を加え、「これらの日に加えて、月曜日」を「日曜日及び土曜日に加えて月曜日」に、「、週休日を」を「週休日を」に改め、同条第２項中「ただし」の次に「、育児短時間勤務職員等については、１週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い１日につき８時間を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし」を加える。

第６条に次のただし書を加える。

ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあつては、公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として人事委員会規則で定める場合に限り、正規の勤務時間を超えて勤務することを命じ、又は週休日、第７条に規定する休日若しくは第７条の２に規定する代休日に勤務することを命ずることができる。

第９条第１項中「20日（」の次に「育児短時間勤務職員等、」を加え、同条第７項中「同一でない」の次に「育児短時間勤務職員等、」を加える。

（沖縄県職員の給与に関する条例の一部改正）

第４条　沖縄県職員の給与に関する条例（昭和47年沖縄県条例第53号）の一部を次のように改正する。

第７条の２第２項中「法」を「再任用職員で法」に、「占める職員」を「占めるもの」に改める。

（現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第５条　現業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和47年沖縄県条例第56号）の一部を次のように改正する。

第17条第２項中「３歳に満たない子」を「小学校就学の始期に達するまでの子」に、「１日の勤務時間の一部を」を「１日につき２時間を超えない範囲内で」に改める。

第20条の２第２項を同条第３項とし、同条第１項の次に次の１項を加える。

２　第４条、第５条の２、第６条、第７条の２、第８条及び第16条の規定は、地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第１項の規定により採用された職員には適用しない。

（沖縄県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第６条　沖縄県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和47年沖縄県条例第57号）の一部を次のように改正する。

第18条第２項中「３歳に満たない子」を「小学校就学の始期に達するまでの子」に、「１日の勤務時間の一部について」を「１日につき２時間を超えない範囲内で」に改め、同条第３項中「並びに調整手当」を「並びに地域手当」に改める。

第21条の２第２項を同条第３項とし、同条第１項の次に次の１項を加える。

２　第５条、第６条、第６条の３、第７条、第８条の２、第10条及び第17条の規定は、

地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第１項の規定により採用された職員には適用しない。

（沖縄県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正）

第７条　沖縄県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成14年沖縄県条例第51号）の一部を次のように改正する。

第７条第２項中「５日間」の次に「（当該第１号任期付研究員が地方公務員の育児休業等に関する法律（平成３年法律第110号）第10条第３項の規定により同条第１項に規定する育児短時間勤務（以下この項において「育児短時間勤務」という。）の承認を受けた職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下この項において「育児短時間勤務職員等」という。）である場合にあっては、当該承認を受けた育児短時間勤務の内容（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員にあっては、同条の規定によりすることとなった短時間勤務の内容。以下この項において「育児短時間勤務等の内容」という。）に従った週休日（勤務時間条例第３条第１項に規定する週休日をいう。）以外の日）」を、「８時間の勤務時間」の次に「（育児短時間勤務職員等については、当該育児短時間勤務等の内容に従った勤務時間）」を加える。

（沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

第８条　沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年沖縄県条例第52号）の一部を次のように改正する。

第４条第３項第２号中「第９条第１項」を「第19条第１項」に改める。

第12条中「第28条の５第１項又は第28条の６第２項の規定により採用された職員」を「第28条の４第１項若しくは第28条の５第１項又は同法第28条の６第１項若しくは第２項の規定により採用された職員で同法第28条の５第１項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」に改める。

（沖縄県病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第９条　沖縄県病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成18年沖縄県条例第21号）の一部を次のように改正する。

第23条第２項中「３歳に満たない子」を「小学校就学の始期に達するまでの子」に、「１日の勤務時間の一部について」を「１日につき２時間を超えない範囲内で」に改め

る。

第28条第４項を同条第５項とし、同条第３項を同条第４項とし、同条第２項を同条第３項とし、同条第１項の次に次の１項を加える。

２　第６条、第７条、第８条第２項及び第３項、第９条、第11条、第13条並びに第22条の規定は、地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第１項の規定により採用された職員には適用しない。

（沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正）

第10条　沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例（平成18年沖縄県条例第65号）の一部を次のように改正する。

第54条第１項中「第28条の５第１項又は第28条の６第２項の規定により採用された職員」を「第28条の４第１項若しくは第28条の５第１項又は同法第28条の６第１項若しくは第２項の規定により採用された職員で同法第28条の５第１項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」に改める。

附　則

（施行期日等）

１　この条例は、公布の日から施行し、第１条の規定による改正後の沖縄県職員の育児休業等に関する条例（次項において「改正後の条例」という。）第８条の規定並びに次項及び附則第３項の規定は、平成19年８月１日から適用する。

（育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整に関する経過措置）

２　育児休業をした職員が平成19年８月１日（以下「適用日」という。）前に職務に復帰した場合における号給の調整については、改正後の条例第８条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

３　適用日の前日において現に育児休業をしている職員が適用日以後に職務に復帰した場合における改正後の条例第８条の規定の適用については、同条中「100分の100以下」とあるのは、「100分の100以下（当該期間のうち平成19年８月１日前の期間については、２分の１）」とする。

（沖縄県職員の給与に関する条例の一部改正）

４　沖縄県職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第７条の２第２項中「第２条第２項」を「第２条第３項」に改める。

（沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

５　沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第９条中「第２条第３項」を「第２条第４項」に改める。

第12条中「第２条第２項」を「第２条第３項」に、「第２条第３項」を「第２条第４項」に改める。

（沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正）

６　沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を次のように改正する。

第54条第１項及び第２項中「第２条第２項」を「第２条第３項」に改める。

沖縄県立看護大学条例及び沖縄県立看護大学授業料等の徴収に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年２月27日

沖縄県知事　　仲　井　眞　　弘　多

沖縄県条例第３号

沖縄県立看護大学条例及び沖縄県立看護大学授業料等の徴収に関する条例の一部を改正する条例

（沖縄県立看護大学条例の一部改正）

第１条　沖縄県立看護大学条例（平成10年沖縄県条例第32号）の一部を次のように改正する。

第７条を第８条とし、第４条から第６条までを１条ずつ繰り下げ、第３条の次に次の１条を加える。

（別科助産専攻）

第４条　大学に、別科助産専攻を置く。

（沖縄県立看護大学授業料等の徴収に関する条例の一部改正）

第２条　沖縄県立看護大学授業料等の徴収に関する条例（平成10年沖縄県条例第33号）の一部を次のように改正する。

別表学部学生の項の次に次のように加える。

別科助産専攻学生	年額 535,800円		17,000円	282,000円	512,000円

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成20年４月１日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

２　この条例の施行後最初に別科助産専攻学生として入学しようとする者の入学考査料及び入学料の徴収については、第２条の規定による改正後の沖縄県立看護大学授業料等の徴収に関する条例の規定の例により、この条例の施行前においても行うことができる。

発　行　所
沖 縄 県 総 務 部
総務私学課
電話番号 098－866－2074

印　刷　所　株式会社　国際印刷
〒901-0147　那覇市宮城１丁目13番９号
販　売　所　株式会社リウボウ（沖縄県官報販売所）〒900-8503
那覇市久茂地１丁目１番１号・デパートリウボウ内１Ｆ
購　読　料　１部１箇月 1,800円